（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

特定機関確認申請書

○○第三者管理協議会　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（初めて確認を受けようとする場合は記載不要）

所在地

名称

代表者の氏名

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針（以下「指針」という。）第５の規定に基づき、下記のとおり、特定機関の基準に適合していることの確認を申請します。

なお、当機関は、申請書の記載が真実であることを宣誓し、特定機関の基準に適合していることの確認を受けた後、不正の手段により確認を受けたことが明らかになった場合には、特定機関の基準に適合しない旨の通知を受けても異議を申し立てません。

記

１　機関に関する事項

(１)　機関の名称

(２)　主たる営業所の所在地

(３)　連絡先

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

メールアドレス：

(４)　役員

　　　別紙１のとおり

(５)　設立年月日

(６)　職員数　　　　　名

　　　常勤職員数　　　　　名（うち、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）に従事する職員数　　　　名）

(７)　本事業の責任者（管理者）の役職・氏名

２　受入れを予定している外国人家事支援人材に関する事項

(１)　受入予定人数（国籍別）

　　　　　　　　　名（国籍：　　　　　　　）

　　（うち、解釈第二第３項(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれも有していない人数　　　名

　　　解釈第二第３項(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のいずれも有していない外国人家事支援

人材の使用言語（母国語等）：　　　　　　　）

(２)　雇用契約を締結する本社又は直営事業所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 所在地 | 雇用保険適用事業所番号 | 連絡先 | | |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ | メールアドレス |
|  |  |  |  |  |  |

３　特定機関の基準に関する事項

(１)　指針に照らし、以下の必要な措置を講じていること（政令第18条第１号）

①　利用世帯との間の請負契約に基づき、外国人家事支援人材による家事支援活動の提供を行うこと（指針第３第１項）

②　外国人家事支援人材を利用世帯の住居等に住み込ませないこと（指針第３第１項ただし書き）

③　事業実施区域以外の区域において外国人家事支援人材による家事支援活動を提供しないこと（指針第３第２項）

（家事支援活動を提供しようとする区域：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

④　利用世帯との間で締結する請負契約において提供する家事支援活動の具体的な内容をあらかじめ明確に定めること（指針第３第３項）

⑤　雇用する外国人家事支援人材に対する雇用主責任を果たし、利用世帯において、外国人家事支援人材を当該利用世帯の指揮命令の下に労働させないこと（指針第３第３項後段）

⑥　本社又は直営事業所が、事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内）にあること（指針第４第１項）

　　（本社又は直営事業所の所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

⑦　本社又は直営事業所において、外国人家事支援人材をフルタイムで直接雇用し、職務内容、雇用期間、報酬額その他の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書により締結すること（指針第４第１項）

　⑧　渡航に要する費用その他の費用の負担者、負担割合等を関係当事者の合意により明確かつ適切に定め、これを文書により締結すること（指針第４第２項）

　⑨　報酬額が、同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること（指針第４第３項）

　 ＜受入時の報酬予定額＞

　　ア)　基本賃金（月給）：　　　　　　　　　円

　　イ)　賞与及び諸手当の有無、種類及び金額

　⑩　外国人家事支援人材に本事業に基づく家事支援活動を通算して５年以上行わせないこと（指針第４第４項）

　⑪　外国人家事支援人材又はその家族等の密接な関係を有する者（以下「外国人家事支援人材等」という。）から、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理せず、かつ、外国人家事支援人材等との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結しないこと（指針第４第５項）

ア)　保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理することの有無　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　有　・　無　）

イ)　労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することの有無　　　（　有　・　無　）

⑫　前項の受入れに際して他の機関が関与する場合は、当該機関が外国人家事支援人材等との間で同項に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は契約の締結を行っていないことの確認を行い、かつ、当該機関との間で当該契約の締結をしないこと（指針第４第６項）

　　　※別紙２を添付すること

ア）　他の機関における前項の保証金の徴収、財産の管理の有無　（　有　・　無　）

　　イ）　他の機関における前項の違約金等の契約の締結の有無　　　（　有　・　無　）

　　ウ)　他の機関との前項の契約の締結の有無　　　　　　　　　 （　有　・　無　）

⑬　事業実施区域を含む都道府県内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内）において、外国人家事支援人材の住居を確保すること（指針第４第７項）

　（住居を確保する主体：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（確保する住居の所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（外国人家事支援人材から徴収予定の宿舎費：　　　　　　　　　　　　　　　円）

　⑭　外国人家事支援人材に家事支援活動（これに付随する業務を含む。）以外の業務をさせないこと（指針第４第８項）

⑮　外国人家事支援人材に対し、ア）家事支援活動に関する教育訓練、イ）在留上及びウ）就業上理解しておくべき関係法令、エ）苦情及び相談を受ける窓口の周知等について、必要な研修を行うこと（指針第４第９項）

⑯　国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）第16条第５号に掲げる業務を含む家事支援活動を行わせようとするときは、当該業務に関する研修（日本語によるコミュニケーション能力及び緊急時の対応能力の向上を図る研修を含む。）を行うこと（指針第４第９項）

　⑰　受け入れる外国人家事支援人材に従事させる業務に従事する相当数の労働者を非自発的に離職させていないこと（指針第４第10項）

当該業務に従事する相当数の労働者を非自発的に離職させていることの有無　（　有　・　無　）

⑱　外国人家事支援人材の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制とするとともに、利用世帯において外国人家事支援人材が不当に扱われた場合等に対応して、外国人家事支援人材を保護する仕組みを設けていること（指針第８第1項）

⑲　外国人家事支援人材が⑱に定める苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと（指針第８第２項）

　⑳　外国人家事支援人材が病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、当該帰国旅費を負担すること（指針第９第１項）

　他の特定機関との間における協定の締結等により、特定機関が倒産等のやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときに当該帰国費用が確保されるよう必要な措置を講じていること（指針第９第２項）

　　⑳及びの場合の帰国旅費について、賃金の控除等により当該外国人家事支援人材に負担させないこと（指針第９第３項）

　　当機関が、特定機関の基準に適合しなくなった場合その他特定機関に起因する理由によって外国人家事支援人材の雇用の継続が不可能となった場合において、外国人家事支援人材本人に責がなく、かつ、本人が継続して本事業による在留を希望するときは、当該外国人家事支援人材を受け入れる新たな特定機関を確保するよう努めること（指針第10）

　　指針第９第２項及び第10に定める措置の円滑な実施等本事業の円滑かつ確実な実施を図るため、すべての特定機関により構成する協議会を設けるよう努めること（指針第11）

(２)　①本事業を遂行するために必要な経済的基礎及び②これを的確に遂行するために必要なその他の能力（業務上の指導、生活上の指導・相談に係る体制確保）が十分であること（政令第18条第２号）

(３)　本邦において３年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること（政令第18条第３号）

(４)　次のいずれにも該当しない者であること（政令第18条第４号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 該当 | |
| 法人 | 役員 |
| イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者 | 有・無 | 有・無 |
| ロ　出入国若しくは労働に関する法律の規定（ニに規定する規定を除く。）であって法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成27年法務省・厚生労働省令第１号）で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者 | 有・無 | 有・無 |
| ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第50条（第２号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者 | 有・無 | 有・無 |
| ニ　健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の２若しくは第214条第１項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第１項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第１項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の２若しくは第104条第１項（同法第102条又は第103条の２の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第１項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者 | 有・無 | 有・無 |
| ホ　心身の故障により国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの | 有・無 | 有・無 |
| ヘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 | 有・無 | 有・無 |
| ト　過去５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 | 別紙３のとおり | 別紙３のとおり |
| チ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（ル及び第21条第４号ホにおいて「暴力団員等」という。） | 有・無 | 有・無 |
| リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの | 有・無 | 有・無 |
| ヌ　― |  |  |
| ル　暴力団員等がその事業活動を支配する者 | 有・無 | 有・無 |

(５)　次の指針に関する過去５年以内の違反行為がないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 過去５年  以内の該当 | |
| 法人 | 役員 |
| ①　特定機関において、不正な手段により指針第２第２項(１)の第三者管理協議会の確認を受ける行為及び当該確認を受けることなく、又は令第18条で定める基準に適合しない旨の通知を受けた後に外国人家事支援人材を雇用する行為 | 有・無 | 有・無 |
| ②　特定機関において、別紙３に掲げる外国人の特定家事支援活動に係る不正行為を行ったことにより、指針第６第４項(２)に該当する場合又は特定家事支援活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の指針第６第４項(３)による第三者管理協議会への報告を怠る行為 | 有・無 | 有・無 |
| ③　②に掲げるもののほか、特定機関において、指針第６及び第７第４項の第三者管理協議会への報告を怠る行為 | 有・無 | 有・無 |
| ④　特定機関において、指針第８の窓口を設置せず、又は苦情及び相談への対応を怠る行為 | 有・無 | 有・無 |
| ⑤　特定機関において、①から④までに掲げる特定家事支援活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為 | 有・無 | 有・無 |

(６)　その他必要な事項

*【記載例】*

*①　労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していることを宣誓します。*

*②　第三者管理協議会から求められたときは、賃金水準等の調査に協力することを宣誓します。*

*③　第三者管理協議会から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、その指導に従うことを宣誓します。*

*④　一時帰国が可能な程度の休暇の取得を認める社内制度があり、その活用を認めます。*

（備考）

１．申請した事項に変更が生じたときは、速やかに、この様式により、変更箇所が分かるよう指針第６第４項（１）に基づく報告をすること。

２．必要な添付書類を添付すること。